

大阪・関西万博 「和歌山プレ万博」 実施運営等業務委託
公募要領（公募型プロポーザル）

2025年大阪・関西万博に向けた県全体での更なる機運醸成を図るとともに、万博の中心テーマである、「SDGs」への意識を県民や県内事業者等に浸透させ、「SDGs」に関するマインドを県全体で醸成していくため、開幕まで残り半年となる時期を捉え、「和歌山プレ万博」を実施する。

本業務は、民間事業者等の知識・ノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に本業務を実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

なお、本業務は、和歌山県議会令和6年2月定例会において、本業務に係る令和6年度当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更する場合があります。また、その場合、和歌山県は一切の責を負いません。

1 募集概要

(1) 業務名

大阪・関西万博「和歌山プレ万博」実施運営等業務

(2) 業務内容

別添「大阪・関西万博「和歌山プレ万博」実施運営等業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年12月27日（金）まで

(4) 契約上限額

27,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 スケジュール

令和6年3月15日（金）	公募開始、質問受付開始
令和6年3月27日（水）12時	説明会参加申込締切
令和6年3月28日（木）15時30分	説明会開催
令和6年4月1日（月）17時	質問受付締切、応募申込書の提出締切
令和6年4月5日（金）	質問回答
令和6年4月15日（月）	提案書類及び参加申請関係書類提出締切
令和6年4月26日（金）	選定委員会
令和6年5月上旬頃	契約締結、事業開始
令和6年12月27日（金）	事業終了

3 公募参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者又は

複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、(1)から(6)までの要件については構成員全員が該当する必要がある、(7)及び(8)の要件については構成員のうち1者以上が該当する必要がある。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第1号に該当する者であつて、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。

イ 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

(4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

(7) 本プロポーザルに参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

(8) 過去5年間に本業務に類似する事業の実績を有していること（類似する事業とは、イベント、展示会等における展示物の企画又は設計等の実績を指す。）。

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおり。「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和6年3月15日（金）から令和6年4月1日（月）17時まで（土曜日、日曜日

及び祝日を除く、9時から17時まで)

イ 配布場所及び受付場所

和歌山県 万博推進課

住所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1 和歌山県庁本館

電話番号：073-441-2703

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、ホームページ

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060400/d00216347.html>) からダウンロードすること(郵送による配布は行わない)。

エ 受付期間

令和6年3月15日(金)から令和6年4月15日(月)17時まで

応募申込書については「7 プロポーザルの応募申込み」を参照(土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から17時まで)

オ 提出方法

書類は、郵送又は持参すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し及び受領の記録が残る方法に限る。

なお、郵送にて提出した場合は、受領確認を万博推進課あてに電話により行うこと。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 応募書類

プロポーザル参加事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 応募申込書(様式1)

イ 企画提案書(様式自由)【表紙を除きA4判・片面印刷10枚以内とする。】

ウ 見積書(様式自由)【見積りに係る積算内訳も提出すること】

エ 提案者の概要書(様式2)

オ 誓約書(様式3)

カ 直近5か年における、類似する事業の契約書の写し

キ 役員等に関する調書(様式4)

ク 法人にあつては財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類(直近1年分)、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し(直近1年分)

ケ 法人にあつては定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあつては住民票(発行後3か月以内のもの)

コ 印鑑証明(発行後3か月以内のもの)

サ 消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明(発行後3か月以内のもの)

シ 都道府県税について未納がない旨の証明書(発行後3か月以内のもの)

ス 共同企業体にあつては、共同企業体協定書の写し

※ キ〜シは、和歌山県の入札参加資格があれば省略可

(3) 提出書類の留意事項

ア 持参又は郵送により、正本1部、副本10部を提出すること。

イ 県が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

(4) 応募書類の返却

応募書類は、理由の如何を問わず、返却はしない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があつた場合には、審査の対象とならないことがある。

(6) その他

ア 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本はそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。ホッチキス止めは行わず、必ずA4ファイルに綴るようにすること。また、応募書類のデータについても、電子メールにより提出すること。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

＜記入例＞「大阪・関西万博 「和歌山プレ万博」実施運営等業務」提案書株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後に書類を取り替えることは認めない（和歌山県が補正等を求める場合を除く。）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとする。

5 事前説明会

本プロポーザルに参加を希望する者に対して、説明会を開催するので、次のとおり参加申込みを行うこと。

なお、説明会への参加は、本プロポーザル参加の条件とするので、説明会に参加しなかった場合は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

(1) 開催日時

令和6年3月28日（木）15時30分から（1時間程度）

(2) 開催場所

和歌山県庁東別館6階 6-A会議室（住所：和歌山県和歌山市小松原通1-1）

(3) 申込方法

参加団体名、参加者職氏名、電子メールアドレスを記載の上、電子メールで申し込むこと。

件名に「【説明会申込】大阪・関西万博 「和歌山プレ万博」実施運営等業務」と記

載すること。

なお、受領確認を、万博推進課あてに電話により行うこと。

※ 口頭、電話による申込みは受け付けない。

※ 説明会実施時に質疑応答は行いません。質問は電子メールで行うこと。

※ 説明会への出席者は1者当たり3名以内とする。

(4) 説明会への申込期限

令和6年3月27日（水）12時まで

(5) 電子メールアドレス banpakujoyoho@pref.wakayama.lg.jp

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和6年4月1日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：banpakujoyoho@pref.wakayama.lg.jp）で提出すること（土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から17時まで）。

提出する際は、「件名」に「【質問：大阪・関西万博 「和歌山プレ万博」実施運営等業務】」と明記すること。

なお、送付後は、万博推進課まで電話（電話番号：073-441-2703）確認を行うこと。

受け付けた質問は、後日、事前説明会参加者全員に対し、メールにより回答する。

ただし、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあることから回答できない。

7 プロポーザルの応募申込み

(1) 受付期間

プロポーザルに参加の意思のある事業者については、令和6年4月1日（月）17時までに、応募申込書（様式1）を提出すること。

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：banpakujoyoho@pref.wakayama.lg.jp）で受け付ける（土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から17時まで）。

提出する際は、「件名」に「【質問：大阪・関西万博 「和歌山プレ万博」実施運営等業務】」と明記すること。

なお、受領確認を、万博推進課あてに電話により行うこと。

8 審査の方法

(1) 審査方法

ア 審査は、書類審査（一次審査）及びプレゼンテーション審査（二次審査）により行う。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行う。

イ 応募者が5者以上であった場合、書類審査において、(2)の審査基準に掲げる項目について審査の上、評価の高い5者を選定する。

ウ プレゼンテーション審査は、(2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。

エ 最優秀提案者は、特別の理由がない限り、契約候補者に決定する。

オ プロポーザル参加事業者が1者の場合においても、審査を実施するものとし、審査の結果、総合評価が平均60%以上の得点（60点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者として決定する。

(2) 審査基準

評価項目	評価内容
事業の目的及び事業内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的等を十分理解し、その実現に資する推進方針や創意工夫等がなされているか。
企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民が万博を身近に感じられ、期待感が高まるような企画内容であるか。 ・ 集客が見込める企画内容であるか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ステージイベント及びブースの展示・体験の企画内容は、万博の機運やSDGsへの関心を高め、万博本番にもつながるような内容となっているか。 ・ 警備計画及び安全対策に合理性があり、計画遂行能力を有しているか。 ・ 計画性や実現性が高く、具体的な内容が提案されているか。
広報に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ・新聞、雑誌等のメディアに広く取り上げられるような手法や提案がされているか。 ・ SNSやデジタルメディア等を活用した広報活動が提案されているか。 ・ 同日に開催される「わかやま商工まつり」と連携し、相乗効果が図られる内容となっているか。
運営等業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を効果的・効率的に行うことができる十分な専門的知識や実行力、企画力等を有しているか。 ・ 業務実施体制、人員配置及び実施プロセス（スケジュールを含む。）が適切な提案となっているか。 ・ 施設への搬入出や設営撤去に当たっては、安全性が確保され、合理的な作業内容・スケジュールが提案されているか。

業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去（公募以前5年以内）に類似又は同様の業務に取り組んだ実績があるか。 ・当該実績は本業務を適切に完遂できると推測するに十分か。
業務経費	<ul style="list-style-type: none"> ・単価や数量が適正に見積もられているか。

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知するとともに、万博推進課のホームページに掲載する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ウ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- エ 選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- オ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- カ 2つ以上の提案を提出した場合（応募提案者である共同企業体の構成員が他の応募提案者である共同企業体の構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合を含む。）。
- キ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提案された書類が次のいずれかに該当する場合
 - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ② 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 見積書の記載の額が、1(4)の契約上限額を超えているもの

9 契約手続きについて

- (1) 選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の者と協議する。

- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- (3) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。

ただし、和歌山県財務規則第93条（昭和63年和歌山県規則第28号）に該当する場合は契約保証金を免除する。